

平田村立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

平田村教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 対象	
	(3) 本村の現状	
2	目標	2
	(1) 時間外在校等時間に関する目標	
	(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3	計画期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
	(1) 「業務の3分類」を踏まえた学校業務の見直し	
	(2) 学校における措置の推進	
	(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、自分自身の能力を発揮し、生き生きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を実感でき、授業づくりなど学校教育の質を高め、よりよい教育を行うことを目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。

教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、平田村教育指針に掲げた目標を達成するための、取組の一環として位置づける。

今後は、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって、より効果的な働き方改革を推進していく。

(2) 対象

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員以外の学校職員（事務職員、栄養職員など）も対象に含める。

(3) 本村の現状

本村では、令和6年に「平田村教職員働き方アクションプラン」を改訂し、教職員の時間外勤務を月45時間以内かつ年間360時間以内をすることを目標に定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減と児童生徒に向き合う時間の確保を目指して取り組んできた。こうした取組の結果、本村における時間外在校等時間の状況について、令和5年度と令和6年度は以下のとおりであった。

【令和5・6年度の時間外在校等時間の状況】

	年度	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	R5	月29.4時間	20.7%	0%
	R6	月24.1時間	13.7%	1.3%
中学校	R5	月48.8時間	50.0%	7.1%
	R6	月44.8時間	29.2%	8.3%

令和5年度より令和6年度のほうが年平均と45時間を超える教職員の割合は減少している。小学校より中学校のほうが多くなっており、部活動の指導等の業務負担が大きいことが要因である。部活動の外部指導者の活用等を図るなど、時間を削減していくことが必要である。また、月80時間を超える教職員は教頭であり、教頭の業務が多いという課題もある。業務の削減・精選と合わせて、一部の教職員に負担が集中しないよう業務の平準化を進めることが必要である。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・全教職員の時間外在校等時間を月45時間以内かつ年360時間以内にする。
- ・児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加があった場合でも、時間外在校等時間が80時間を超える教職員をゼロにする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・仕事と私生活を両立できていると感じる教職員の割合80%以上を目指す。
- ・質の高い授業をするために、授業の準備や自己研さんのための時間を確保できていると感じる教職員の割合80%以上を目指す。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【R7結果7%】
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上とする。

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本村では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた学校業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- ◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・学校安全指導員や保護者、地域住民と連携し、児童生徒の学校への登下校時の見守り活動を推進する。
- ◇ 平田村通学路交通安全対策プログラムの作成
 - ・平田村通学路安全推進会議を開催し、地域住民や警察、道路管理者等で危険個所の選定や通学路合同点検を行い、対策等を協議し一覧表を作成し、各学校に周知する。
- ◇ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
 - ・無償化である給食費を除く学校徴収金において、徴収業務の標準化や各学校と連携し円滑な業務遂行に努める。
- ◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校が弁護士や専門家を活用できる環境を充実させることにより、当該苦情等の対応において、各学校を支援する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◇ プログラミング教育の補助と I C T機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・充実したプログラミング学習が行われるよう I C T支援員を活用できるようにする。
 - また、I C T機器が十分に活用できるよう各学校に I C T支援を巡回させる。
- ◇ 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムや保護者連絡システム等の活用に努め、学校に発出される調査・統計等への回答に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 部活動
 - ・原則、休日の中学校部活動の地域展開を推進する。それまでの間の部活動については、活動時間等の適正化を図るとともに、部活動指導員の配置拡充を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◇ 授業の準備
 - ・授業準備や教室掲示等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置する。
- ◇ 授業の補助
 - ・授業補助や採点作業、また、給食時の指導を補助する特別支援員を学校の実態を踏まえ、効果的に配置する。
- ◇ 体験学習や見学学習の補助
 - ・各教科、または、ふるさと教育における体験学習や見学学習において、中央公民館「地域人材ボランティア」により、専門的な知識や技術をもつ「ひらたの名人・達人」を招聘し、教師の負担軽減を図りながら、授業のねらいを達成しやすくする。
- ◇ 学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、採点作業や成績処理、通知表作成等に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・学校や関係機関など、どこにもつながっていない児童生徒に対して、健康福祉課と連携しながら、学校へ必要な助言・支援を行う。
 - ・虐待やヤングケアラーの早期発見・早期対応のため、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、S Cや関係機関につなぐなど、学校へ必要な助言・支援を行う。
 - ・日本語指導の必要な外国人児童生徒等の学校生活を支援するため、特別支援員を学校の実態を踏まえ効果的に配置し、語学指導等を行う。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

◇ 教育課程の改善

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

◇ 日課表の工夫

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

◇ 留守番電話の設置

- ・勤務時間外の留守番電話機能を導入し、平日17時30分（中学校は18時30分）から翌日の7時まで、および、休日や長期休業中は、原則留守番電話とし、勤務時間外の電話対応の負担を減らす。

◇ 早出・遅出出勤の導入

- ・柔軟で多様な勤務形態の選択を可能とすることで、教職員がワーク・ライフ・バランスの推進を図り、能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備する。

◇ 朝の昇降口開錠時間の周知

- ・教職員の余裕ある出勤を促すため、児童生徒の登校に関して、昇降口開錠時間を原則7時20分（中学校の早朝練習日は除く）とし、保護者に通知する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

◇ 時間外在校時間の見える化

- ・月ごとに時間外在校等時間を表にまとめ、働き方改革が進んでいるか教職員一人一人に自覚を促す。また、時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる教職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。

◇ ストレスチェックの実施

- ・教職員一人一人に毎年ストレスチェックを確実にを行うように促し、高ストレスが認められた教職員へは、保健管理医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。

◇ 相談窓口の周知

- ・悩みを一人で抱え込まない風通しのよい職場になるよう管理職の研修を行う。また、心身の健康問題についての相談窓口を明確にし、毎年度初めに全教職員へ周知する。

◇ 「ノー残業デー」の設定

- ・毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退勤への意識を高める。

◇ 夏季・冬季休業中における学校閉庁日の設定

- ・お盆期間（8月12日から8月16日の5日間）、年末年始（12月29日から1月3日の6日間）とその前後する祝日や週休日と合わせた一定期間を学校閉庁日とし、原則として、学校の開錠はせず、全教職員が休める環境を実現する。

◇ 年次有給休暇等の取得

- ・年次有給休暇の計画的な取得により、教職員が仕事と私生活を両立できる環境を実現するため、管理職も含めて1年間で12日以上 of 年次有給休暇の取得を目指す。

5 今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、所管する学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、村校長会で確認するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告することとする。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システム等で把握し、その他の目標については、教職員人事評価シートを用いた管理職による人事評価面談結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本村における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。